

1 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間の審査基準日で受けた経営事項審査の経営規模等評価結果通知書・総合評定値結果通知書（以下「経審結果通知書」という。）の写しを添付すること。

なお、工事種類別年間平均完成工事高（X1）を3年平均で選択している場合は、経営事項審査申請書副本のうち「工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（別紙一）」の写しを添付すること。審査基準日から直前2年間に於いて工事实績のない業種については申請を受け付けない。

2 労災保険料納入証明書（写し）

（1）労働保険料納入証明書でも申請を受け付ける。

（2）労災保険料納入証明書が発行されない場合については申請する契約締結営業所にかかる ① 労働保険概算・確定保険料申告書 及び ② 領収書（令和8年度第1期分）（当該保険料の領収がわかるもの）の写しを添付すること（①及び②をセットで添付すること）。

（3）本人・家族・夫婦のみで施工しており労災保険料納入の実績が無い場合は申立書を提出すること。（土木一式工事、建築一式工事の申請を行う場合は、労災保険料納入証明書又は①労働保険概算・確定保険料申告書及び②領収書（当該保険料の領収がわかるもの）の写しの添付が必要となる。）

3 納税状況に関する証明書

（1）鹿児島県税全税目（原本） ※鹿児島県内に営業所がある場合のみ

鹿児島県の個人県民税及び地方消費税を除く全税目について未納がない旨の証明を受けること。

（2）消費税「その3」（写しで可）

消費税及び地方消費税に未納がない旨の証明を受けること。

個人については「その3の2」、法人については「その3の3」でも受け付ける。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等による特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けており、その3が発行されない場合は、特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている旨の表示のある納税証明書（その1）（直近1年分）であれば認める。

4 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（原本）

（1）経審通知書で建退共加入の確認ができる場合は、提出の必要はない。

（2）建退共に加入しているが履行がないといった理由で加入・履行証明書の提出ができない場合は、共済契約者証の写しを添付すること。

（3）専門工事業業者で常勤役員・常勤職員のみで施工している場合は申立書を提出すること。（土木一式工事、建築一式工事の申請を行う場合は、建退共の加入の確認が必要となる。）

5 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関する書類

（1）1の経営事項審査結果通知書において各保険加入の項目が「有」又は「除外」になっている場合は、提出の必要はない。

（2）（1）で加入の確認ができない場合（令和8年7月1日以降に経営事項審査を受審した場合、経営事項審査の審査基準日以降に加入した場合等）は、各々の保険加入が確認できる書類を添付すること。

・健康保険、厚生年金保険・・・保険料納入告知額・領収済額通知書の写し（直近のもの）、年金事務所への加入届出の写し等

・雇用保険・・・雇用保険料納入証明書等

6 個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書

(1) 鹿児島県内に営業所があり、個人住民税の特別徴収を実施している場合は、営業所のある各市町村から発行される所定の様式で納入した特別徴収に係る領収証書の写しを様式に貼り付けること。

※ 口座引落とし等の場合は、取引明細書等納入したことが確認できる書類の添付で差し支えない。

ただし、取引明細等で個人住民税であることが確認できない場合は、市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定通知書を併せて添付すること。

(2) 鹿児島県内の複数の市町村に営業所がある場合は、従業員が一番多い市町村分の領収書を添付すること。

(3) 特別徴収に係る領収証書の写しが添付できない場合は、各市町村の住民税担当課窓口で確認をうけること。（確認をうける市町村は、(2)に準ずる。）

(4) 鹿児島県内に営業所がない場合は2の項目にチェックを入れること。

(5) 鹿児島県外に所在する本社が一括して個人住民税の特別徴収分を各市町村に振り込んでいる場合、3の項目にチェックを入れること。

なお、以下の内容が確認できる金融機関からの明細書等を添付した場合、市町村の確認は不要。

- ① 個人住民税の支払であることが確認できる明細書等であること
- ② 直近の納付月であること
- ③ 申請者の名称の記載があること
- ④ 納付先の市町村の記載があること

7 問合せ先一覧表

項 目	問合せ先
労災保険料納入証明書の写し	最寄りの労働基準監督署
納税状況に関する証明書 ・ 鹿児島県税全般 ・ 消費税「その3」の写し	鹿児島県各地域振興局、各支庁県税課 最寄りの税務署
建設業退職金共済事業加入・履行証明書	最寄りの（独）勤労者退職金共済機構 各支部
個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書 ・ 個人住民税に係る特別徴収に関すること	鹿児島県総務部税務課 各市町村役場住民税担当課

記入要領

- 3 -

【建設工事入札参加資格審査申請書】

1 入札参加資格審査を申請する建設工事の種類

- (1) 工事实績のある建設工事で、入札参加資格審査の申請を行う建設工事について、「申請の有無」の欄に「○」印を付けること。
 ア 直前2年間に工事实績のない建設工事については、入札参加資格審査の申請はできません。（県要綱第2条）
 イ 工事实績は、総合評定値通知書の完成工事高の欄で確認を行うので、経営事項審査において平均完成工事高を「3年平均」で選択している場合は、経営事項審査申請書のうち「工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高（別紙一）」の写しを添付すること。
- (2) 「様式2」の「【表1】鹿児島県との契約締結営業所」が保有する許可業種以外は申請はできません。
- (3) (1)土木一式工事、(2)とび・土工・コンクリート工事、(3)石工事、(4)しゅんせつ工事及び(5)解体工事については、工事实績のある建設工事で、入札参加資格審査の申請を行う建設工事について「○」印を付け、これらの中で、営業の主力とするものを必ず一つ選択して「●」とすること。
- (4) (6)建築一式工事、(7)大工工事及び(8)屋根工事については、工事实績のある建設工事で、入札参加資格審査の申請を行う建設工事について「○」印を付け、これらの中で、営業の主力とするものを必ず一つ選択して、「●」とすること。
- (5) 経営事項審査で土木一式工事又は建築一式工事で合算申請をしている場合は、土木一式工事又は建築一式工事以外の合算された建設工事については経営事項審査を受審していないこととなるため、入札参加資格審査の申請はできません。

〔記入例1〕

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、建築一式工事、大工工事の工事实績があり、うち「土木一式工事」と、「建築一式工事」を営業の主力とする場合

申請の有無	建設工事の種類
●	(1) 土木一式工事
○	(2) とび・土工・コンクリート工事
	(3) 石工事
	(4) しゅんせつ工事
	(5) 解体工事
●	(6) 建築一式工事
○	(7) 大工工事
	(8) 屋根工事

営業の主力とするもの

〔記入例2〕

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、建築一式工事、屋根工事の工事实績があり、うち「とび・土工・コンクリート工事」と、「屋根工事」を営業の主力とする場合

申請の有無	建設工事の種類
○	(1) 土木一式工事
●	(2) とび・土工・コンクリート工事
	(3) 石工事
	(4) しゅんせつ工事
	(5) 解体工事
○	(6) 建築一式工事
	(7) 大工工事
●	(8) 屋根工事

営業の主力とするもの

【契約締結営業所及び鹿児島県内の営業所に関する届】

1 鹿児島県と建設工事請負契約を締結する営業所

該当する欄の〔 〕にいずれか1つ○印を付けてください。

2 【表1】鹿児島県との契約締結営業所

- (1) 鹿児島県との契約締結営業所について記載してください。
(本店（建設業法上の主たる営業所）で契約締結する場合は、記載不要です。)
- (2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表1に鹿児島県内の営業所の状況を記載してください。
(〔注意〕この場合は、「【表2】鹿児島県内の営業所」には記載しないでください。)

3 【表2】鹿児島県内の営業所

- (1) 建設業法上の届出をしている鹿児島県内の営業所について記載してください。
(鹿児島県内の営業所について建設業法上の届出をしていない場合は、記載不要です。)
- (2) 鹿児島県内の営業所を契約締結営業所とする場合は、表2には記載しないでください。
(この場合の鹿児島県内の営業所は、「【表1】鹿児島県との契約締結営業所」に記載してください。)
- (3) 本店（建設業法上の主たる営業所）を契約締結営業所とした場合でも、鹿児島県内の従たる営業所について建設業法上の届出をしている場合は記載してください。